

# 特別支援教育実践マニュアル

## <No.22>

### ～ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用～

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は個々の教育的ニーズに応じて作成し、日々の指導に役立てていくものです。

今回の学習指導要領の改訂に伴い、特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒には、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用が義務付けられました。また、合理的配慮の提供を「個別の教育支援計画」に明記すること、高等学校受検の際に配慮申請をする場合には、それまでの合理的配慮の提供の経過が残されていることが必要になります。

<乳幼児期>



<学齢期>



<義務教育修了後>



個別の支援計画

個別の教育支援計画

個別の教育支援計画

個別の指導計画

個別の進路先にあわせた計画

- ・ 個別の支援計画
- ・ 就労移行支援計画

1. 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の流れ
2. 「個別の教育支援計画」を使った引継ぎの事例
3. Q&A

# 1. 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の流れ

気づく

○理解と支援が必要であると気づく教師の目が必要です

「サポートファイルうらやす」を作成している児童生徒については、  
ファイルを持参してもらい情報収集に活用します。

実態把握

〈情報の整理〉

園・校内委員会で検討

- 困っていることは何か
- 良いところや学習・行動の特徴は
- 得意なことや苦手なことは
- 保護者が困っていることや家庭での様子は
- 園や学校での様子は
- 本人・保護者の願いは



「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成

指導支援内容: Plan

具体的な目標や手立てを設定します

- ニーズに応じた目標、指導内容、方法や手立ては
- 指導・支援ができる教科等は 合理的配慮の提供は
- 一斉学習における支援方法やT Tによる支援方法は
- 個別の支援が必要か、その内容は誰が行うのか
- 全職員の共通理解と指導分担事項は
- 専門機関との連携事項は

園・学校全体における取組

「個別の指導計画」を活用し、共通した  
指導・支援を進めます

指導・支援: Do

- 学年、学級集団での指導・支援
- 個別による指導・支援
- 専門機関と連携した支援
- 指導・支援状況の確認と修正(ケース会議等)

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の評価・改善

評価・分析・見直し: Check

振り返りをします

- 様子はどう変わったか
- 支援内容や指導方法、合理的配慮の提供内容は適切だったか
- 専門機関と連携を図ることができたか
- 目標の設定、課題の内容、具体的な手立ての見直し

気づきの深まり

改善・更新: Action

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用に関しては、特別支援教育コーディネーターが中心となって進めます。

必要に応じて、まなびサポート事業の担当スタッフも協力します。

## 2. 「個別の教育支援計画」を使った引継ぎの事例

### 事例1

小学校6年生のAさん。これまでLD・ADHD等の通級指導教室を利用してコミュニケーションに関する学習を行ってきた成果により、落ち着いて学習に取り組むことができるようになってきました。本人、保護者ともに4月からは中学校に進学し、通常の学級で必要な支援を受けながら学習することを希望しています。学級担任は、これまで行ってきた支援を中学校でも続けてもらえるように中学校との引継ぎを行いたいと考えました。そこで、事前に引継ぐ内容を保護者と確認する話合いに、通級指導教室担当者にも同席してもらいました。

#### 保護者との話合い

「個別の教育支援計画」をもとに、保護者の意向を十分聞き取りました。



保護者

本人が理解して、自分から行動できるように、中学校でも学習内容などをあらかじめ丁寧に説明してほしいです。



学級担任

通級指導教室で行った学習プリントを引継ぎの参考資料に使ったらどうかしら。



通級指導教室担当者

学級担任は中学校との引継ぎの後に、保護者に引継ぎの様子や話題になったこと、また、中学校入学後に相談の窓口となる特別支援教育コーディネーターの名前を伝えました。学級担任は「個別の教育支援計画」の原本を保護者に渡し、中学校に引継いでもらうことにしました。

### 事例2

中学校3年生のBさん。身体に障がいがあり、中学校入学の時に合理的配慮を申請し、学級担任や心身障がい児補助教員による、支援を行ってきました。定期テストや習熟度テスト等では、全教科で規定時間の1.3倍の時間を確保したほか、特定教科での代筆、解答用紙の拡大や、本人がお願いした時にページをめくったり、消しゴムで消したりするなど、Bさんが安心してテストを受けられるように学習環境を整えました。担任は、保護者と合意形成を図りながら行った合理的配慮について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に記載しました。志望校を県立高等学校に決める時に本人・保護者・学級担任で話合いを行いました。

#### 3者で話合い



本人



保護者

中学校と同じように受検でも配慮をしてくれますか。

入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができます。

「受検に係る特別配慮申請書」



学級担任

配慮の申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍中学校の校長等と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができます。その時に参考となるのが、中学校の定期テスト等で実際に行っていた配慮内容です。中学校の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に明記されていることが必要です。

### 3. Q&A



Q1 「個別の教育支援計画」とは、何ですか？

A1 「個別の教育支援計画」とは、学校が他機関との連携を図るために長期的な視点に立って作成する計画です。保護者をはじめ学校、保健・医療、福祉等の関係機関が連携して効果的に支援をできるようにするためのものです。

Q2 「個別の指導計画」とは、何ですか？

A2 「個別の指導計画」とは、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、きめ細やかな指導を行うために、作成する計画です。指導目標や指導内容・支援の方法を盛り込み、その内容に基づいて指導を行います。

Q3 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する対象の児童生徒は？

- A3
- (1) 特別支援学級に在籍する児童生徒
  - (2) 通常の学級に在籍する児童生徒
    - ① 通級指導教室・サテライト教室に通っている児童生徒
    - ② 心身障がい児補助教員、支援員による支援の対象となっている児童生徒
    - ③ 保護者から作成の要望があった児童生徒
    - ④ 学習面や行動面、集団生活の中で、合理的配慮を提供している児童生徒

Q4 作成するのはだれですか？

A4 保護者の希望、同意を確認したうえで、**学級担任と特別支援教育コーディネーター**が中心となって作成します。保護者とは、常に作成・実施・評価の場面等において共通理解を図っていきます。  
保護者や関係機関との連携協力により、校内委員会で検討していくことが必要です。

Q5 保管や引継ぎの仕方は？

A5 当該児童生徒が在籍中は、学校が「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の原本を校内の施設できる場所で保管します。保護者には写しを一部渡し、「**サポートファイルうらやす**」(浦安市発行)の活用を推奨します。当該児童生徒の転出ないし卒業の際には、原本を保護者に渡し次の就学先に持参してもらいます。学校は写しを取り保管します。保管する期間は、当該児童生徒が**転出ないし卒業後1年**です。1年が経過したら、**電子データも消去**します。



教育研究センター  
浦安市富岡 1-1-1(富岡小学校内)  
381-7960・381-7961

まなびサポート相談室  
浦安市弁天 3-1-1(見明川中学校内)  
390-5204